

官報

號外 昭和十五年三月二十三日

○第七十五回帝國議會貴族院議事速記第二十四號

昭和十五年三月二十二日(金曜日)午前十時二十八分開議

議事日程 第二十四號

昭和十五年三月二十二日

午前十時開議

第一 國民優生法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 鑛業法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 砂鑛法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

○議長(伯爵松平賴壽) 報告ヲ致サセマ

○議長(佐藤書記官朗讀)

一昨二十日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案特別委員會

委員長 伯爵柳原 義光君
副委員長 男爵大森 住一君

日本肥料株式會社法案特別委員會

委員長 伯爵大隈 信常君
副委員長 伯爵橋本 實斐君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

鑛業法中改正法律案可決報告書
砂鑛法中改正法律案可決報告書
請願文書表(第八回報告)

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

國民優生法案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

要塞地帶法中改正法律案
宇品港域軍事取締法中改正法律案

○議長(伯爵松平賴壽) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、本日、長岡隆一郎君病氣ニ付、職業紹介法中改正法律案特別委員ヲ、辭任シタキ旨ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽) 御異議ナシト認メマス、就キマシテハ、其ノ補闕トシマシテ麻生益良君ヲ指名致シマス

○議長(伯爵松平賴壽) 日程第一、國民優生法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、吉田厚生大臣

〔左ノ送付文及法案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

國民優生法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月二十日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

(小字及ハ衆議院ノ修正)

國民優生法案

國民優生法案

質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ優生手術ト稱スルハ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ處置ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル者ハ其ノ子又ハ孫醫學の經驗上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキハ本法ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ者特ニ優秀ナル素質ヲ併セ有スト認メラルルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 遺傳性精神病
二 遺傳性精神薄弱
三 強度且惡質ナル遺傳性病的性格
四 強度且惡質ナル遺傳性身體疾患
五 強度ナル遺傳性畸形

四親等以內ノ血族中ニ前項各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル者ヲ各自有シ又ハ有シタル者ハ相互ニ婚姻シタル場合(屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル場合ヲ含ム)ニ於テ將來出生スベキ子醫學の經驗上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ亦前項ニ同ジ

第一項各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル子ヲ有シ又ハ有シタル者ハ將來出生スベキ子醫學の經驗上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ亦第一項ニ同ジ

第四條 前條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ハ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ本人配偶者(屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ有スルトキハ其ノ配偶者ノ同意ヲ、二十歳ニ達セザルトキ又ハ心神耗弱者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母(婚姻ニ依リ其ノ配偶者ノ家ニ入リタル

者ニ在リテハ其ノ配偶者ノ父母トス以下之ニ同ジ)ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス前條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者心神喪失者ナルトキハ優生手術ノ申請ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ家ニ在ル父母之ヲ爲スコトヲ得但シ本人配偶者ヲ有スルトキハ其ノ配偶者及其ノ家ニ在ル父母之ヲ爲スコトヲ得

第一項及前項但書ノ場合ニ於テ其ノ配偶者知レザルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ第一項ノ場合ニ在リテハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ以テ配偶者ノ同意ニ代ヘ前項但書ノ場合ニ在リテハ其ノ家ニ在ル父母ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

前三項ノ規定ニ依リ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ要ストセラレ又ハ其ノ家ニ在ル父母ガ申請ヲ爲ス場合ニ於テ父母ノ一方ガ知レザルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ他ノ一方ノ同意又ハ申請ヲ以テ足り父母共ニ知レザルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ後見人ノ、後見人知レザルトキ、ナキトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ戶主ノ、戶主知レザルトキ、未成年者ナルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ其ノ親族會ノ同意又ハ申請ヲ以テ父母ノ同意又ハ申請ニ代フルモノトス但シ後見人及親族會ハ第二項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 第三條第一項ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ニ對シ監護上ノ處置、保健上ノ指導又ハ診療ヲ爲シタル精神病院法ニ依リ精神病院(同法第七條ノ規定ニ依リ代用スル精神病院ヲ含ム)若ハ保健所ノ長又ハ命令ヲ以テ定ムル醫師ハ本人ノ同意ヲ得テ優

生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ本人配偶者ヲ有スルトキハ其ノ配偶者ノ同意ヲモ、^{三十歳}二十五歳ニ達セザルトキ又ハ心神耗弱者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲモ得ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ本人心神喪失者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ以テ本人ノ同意ニ代フルモノトス

前條第三項及第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 前條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者本人ノ疾患著シク惡質ナルトキ又ハ其ノ配偶者本人ト同一ノ疾患ニ罹レルモノナルトキ等其ノ疾患ノ遺傳ヲ防遏スルコトヲ公益上特ニ必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ依リ必要ナル同意ヲ得ルコト能ハザル場合ト雖モ其ノ理由ヲ附シテ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第七條 優生手術ノ申請ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ之ヲ爲スベシ前項ノ申請ニハ本人ノ健康診斷書及遺傳ニ關スル調査書並ニ本人(本人心神喪失者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母トス但シ本人配偶者ヲ有スルトキハ其ノ配偶者及其ノ家ニ在ル父母トス)ガ優生手術ガ生殖ヲ不能ナラシムルモノナルコトヲ了知シタル旨ノ醫師ノ證明書ヲ添附スベシ

第四條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條 地方長官ハ優生手術ノ申請ヲ受理シタルトキハ優生手術ヲ行フベキモノト認ムルヤ否ヲ決定ス
地方長官前項ノ決定ヲ爲サントスルトキハ豫メ地方優生審査會ノ意見ヲ徵スベシ
地方長官第一項ノ決定ヲ爲シタルトキ

ハ第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者及優生手術ノ申請ニ付同意ヲ得ルコトヲ要ストセラレタル者ニ之ヲ通知スベシ

第九條 前條第三項ノ規定ニ依リ通知ヲ受クベキ者ハ同條ノ規定ニ不服アルトキハ厚生大臣ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ申立ハ決定ノ通知ヲ受ケタル後(通知ヲ受ケザル者ニ付テハ決定アリタル後)三十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得

厚生大臣有懇スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第十條 厚生大臣ハ前條ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テ申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ之ヲ却下シ申立ヲ理由アリト認ムルトキハ地方長官ノ決定ヲ取消シ且優生手術ヲ行フベキモノト認ムルヤ否ヲ決定ス

厚生大臣前項ノ却下又ハ取消及決定ヲ爲サントスルトキハ豫メ中央優生審査會ノ意見ヲ徵スベシ

第八條第三項ノ規定ハ第二項ノ却下並ニ取消及決定ニ之ヲ準用ス

第十一條 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者及優生手術ノ申請ニ付同意ヲ得ルコトヲ要ストセラレタル者ハ書面又ハ口頭ヲ以テ中央優生審査會又ハ地方優生審査會ニ對シ事實又ハ意見ヲ申述スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官ハ中央優生審査會又ハ地方優生審査會ノ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ヲシテ審査會ニ出頭ノ上事實ヲ申述セシメ又ハ醫師ノ健康診斷ヲ受ケシムルコトヲ得

第十二條 中央優生審査會及地方優生審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 優生手術ヲ行フベキモノト認ムル決定確定シタルトキハ第三條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ優生手術ヲ受クベシ

優生手術ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ命令ニ依リ命令ヲ以テ定ムル醫師命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ規定ニ依リ優生手術ヲ行ヒタル醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ經過ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十四條 優生手術ヲ行フベキモノト認ムル決定確定シタル場合ニ於テ本人妊娠中ナルトキハ第四條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者ハ同條ノ規定ニ依リ同意ヲ要ストセラレタル者ノ同意ヲ得テ其ノ決定ヲ爲シタル

厚生大臣又ハ地方長官ニ對シ妊娠中絶ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申請ニ基キ厚生大臣又ハ地方長官妊娠中絶ヲ行フベキモノト決定シタルトキハ本人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ妊娠中絶ヲ受クベシ

前項ノ妊娠中絶ハ妊娠三月ヲ超ユルモノナル場合ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ第二項ノ妊娠中絶ニ之ヲ準用ス

第十五條 優生手術又ハ前條ノ妊娠中絶ニ關スル費用ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

第十六條 故テク生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

第十七條 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外醫師生殖ヲ不能

ナラシムル手術若ハ放射線照射又ハ妊娠中絶ヲ行ハントスルトキハ豫メ其ノ要否ニ關スル他ノ醫師ノ意見ヲ聽取シ且命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ行政官廳ニ届出ツベシ但シ特ニ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ノ意見ヲ更ニ聽取セシムルコトヲ得

第一項但書ノ場合ニ於テ届出ヲ爲サズシテ生殖ヲ不能ナラシムル手術若ハ放射線照射又ハ妊娠中絶ヲ行ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ニ届出ツベシ

第十七條 優生手術ヲ受ケタル者婚姻セントスルトキハ相手方ノ要求ニ依リ優生手術ヲ受ケタル旨ヲ通知スベシ

第十八條 第十六條ノ規定ニ違反シ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタルトキハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第十九條 中央優生審査會及地方優生審査會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ優生手術若ハ第十四條ノ妊娠中絶ニ關スル審査若ハ施行ノ事務ニ從事シ若ハ從事シタル公務員若ハ公務員タリシ者故テ其ノ職務上取扱ヒタルコトニ付知得シタル人ノ祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二十條 第十六條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（國務大臣吉田茂君演壇ニ登ル）

○國務大臣（吉田茂君） 只今上程セラレマシタ國民優生法案ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、國民優生法案ノ目的ト致シマスル所ハ、國民ノ素質ノ向上ヲ圖リ、依ツテ以テ國家將來ノ發展ヲ期セムトスルノニ存スルノゴザイマシテ、此ノ目的ヲ達成致シマスル爲ニ、一面ニ於テハ、惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル國民ノ増加ヲ防遏致シマスルト共ニ、他面ニ於テハ、健全ナル素質ヲ有スル國民ノ増加ヲ圖ラムトスルモノデアリマス、元來我ガ國民素質ノ優秀デアリマスルコトハ、光輝アル二千六百年ノ歴史ガ如實ニ之ヲ示ス所デゴザイマスガ、現下ノ時局ニ際會致シマシテ、興亞ノ大業ヲ完成シ、將來ニ國運ノ發展ヲ期セムガ爲ニハ、我ガ國民ノ優秀性ヲ保持スルコトハ固ヨリ、益ニ是ガ増強ニ努ムルコトハ、誠ニ今日喫緊ノ要務デアルト考ヘルノデアリマス、我ガ國民體力ノ現狀ヲ見マスルニ、近年其ノ低下致シマスル傾向ヲ見受ケラレルノデアリマシテ、其ノ素質モ亦、自然ニ之ヲ放置シテ置キマスル時ハ、次第ニ低下スルノデハナイカト懸念セラル、ノデアリマス、而シテ國民體力ノ向上ヲ期シマスルガ爲ニハ、單ニ環境ノ改善ニ依リマシテ、後天的素質ノ向上ヲ圖リマスルニ止マラズ、更ニ進ンデ根本的ニ、國民ノ先天的素質ノ向上ヲ期スルコトガ肝要デアルト考ヘルノデアリマス、今我ガ國民ノ先天的素質ニ付キマシテ檢討ヲ加ヘテ見マスルニ、不健全ナル素質、殊ニ惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ガ、漸次増加スルノ傾向ガ見エルノデゴザイマス、是等ノ遺傳性惡質ガ遺傳ヲ致シマシテ、子孫ニ其ノ發病ヲ見マスルコトハ、實ニ患者ニハ患者ヲ有スル家族ノ悲慘ナル苦シミトナリマス、斯クノ如キ惡質ノ素質ガ遺傳ヲ致シマシテ行キマスルナラバ、將來ノ國家發展上ニ憂慮スベキ事態ガ齎ラサレルコトト相成ラウカト思フノデアリマス、

以上述べマシタ如キ理由ヲ以テマシテ、本法案ヲ提出スルニ至リマシタ次第デアリマス、此ノ法案ニ於キマシテハ、惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ハ、綿密ナル審査ヲ受ケタル後、必要ト認メラル、時ニハ、優生手術、即チ生殖ヲ不能ナラシムル手術ヲ受ケ得ルコトヲ認メタルデアリマシテ、之ニ依リマシテ惡質ノ遺傳性疾患ガ、將來ノ國民ノ中ニ増加スルコトヲ防止シヨウトスルモノデアリマス、尙是ト關聯致シマシテ、避妊手術或ハ妊娠中絶等ノ如キ行爲ノ濫用セラレマスルコトヲ嚴重ニ取締リマシテ、以テ健全ナル素質ヲ有スル國民ノ人爲的減少ノ原因ヲ除イテ、人口ノ増加ニモ資セムトスルモノデアリマス、本法案ノ如クニ惡質ナル遺傳性疾患ヲ防遏スルコトノ目的ヲ以テ致シマシタ法案ハ、第六十五回、第六十七回、第七十回、第七十二回、第七十四回ノ帝國議會ニ於キマシテ、五回ニ互リマシテ衆議院ニ、民族優生保護法案ナル名稱ノ議員提出ノ法案ガ議題トセラレマシタ、右ノ中第七十四回ノ議會ニ於キマシテハ、同院ニ於キマシテ一度可決セラレテ本院ニ送付致サレマシタヤウナ次第デアリマス、政府ニ於キマシテハ、本案ニ對シテ事ノ慎重ヲ期シマスルガ爲ニ、昨年設置ヲ見マシタ國民體力審議會ニ要綱ヲ諮問致シマシテ、同審議會ニ於キマシテハ慎重審議ノ後、昨年末其ノ答申ヲ見ルニ至リマシタ次第デアリマス、此ノ法案ハ右ノ答申ニ基キマシテ立案致シタ譯デゴザイマス、會期切迫ノ折柄デアゴザイマスガ、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 質疑ノ通告ガゴザイマス、御計ヲ致シマス、建部逕吾君（建部逕吾君演壇ニ登ル）

○建部逕吾君 唯今上程セラレマシタ國民優生法案ニ對シテ、問題ノ取扱方ニ關スル疑義十三箇條項ヲ述ベマシテ、政府並ニ一般ノ注意ヲ惹キタイト存ジマス、政府ノ御答辯ハ、格別急速ニ願ヒタイト云フコトヲ本旨トシマセズシテ、ドウカ周到ニシテ完全ナル御研究ノ成績ヲ御答辯アリタイト切ニ希望致ス次第デアリマス、第一點ハ、個人ノ生命ノ延伸ハ年齡ニ關シマス、然ルニ之ニ對シテ、系統生命ノ延伸ハ世代ニ關スルコトデアリマス、個人生命ノ延伸タル年齡ヲ斷絶スル方法ニハ、自殺、他殺又死刑ナドガアリマス、系統生命ノ延伸ヲ斷絶スルニハ、避妊、墮胎、斷種等ガアリマス、死刑若シクハ斷種ト云フモノハ、極端ノ、即チトバノ詰リノモノデアリマスガ、ソレノ程度ノ輕イノニハ、先ヅ感化、ソレカラ輕重アル種々ノ刑罰、而シテ其ノ最モ重イ最モ極ニ位スルモノガ死刑デアリマスルヤウニ、系統生命ニ付キマシテモ、衛生カラ、各種輕重大小ノ病氣ニ對スル治療、其ノ極點ノ行詰リニナツテ出テ參リマスルノガ斷種デアリマス、死刑ト云ヒ斷種ト云ヒ、一度斷ズレバ又取返シ難イコトハ申ス迄モアリマセス、此ノ系統生命ノ延伸ニ對スル若干ノ損害ヲ與ヘルト云フコト、殊ニ其ノトバノ詰リデアルト云フ斷種ヲ取扱ヒマスルニハ、申ス迄モナク輕々ニ取扱フベキデナイノデアルコトハ茲ニ喋々スル迄モアリマセス、此ノ點ニ付テ一ツ注意ヲ惹イテ置キタイト思フノデアリマスルガ、政府當局ハ固ヨリ是等ノ點ハ疾クノ昔ニ御通過濟ミノコトデアルト信ジタイノデアリマスガ、先ヅ以テ念ノ爲伺ヒタイ一點デアリマス、第二點ハ、健全ナル素質ヲ有スル者並ニ惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者、是ガ本法案ノ第一條ニ並ベテ記載シテアリマスガ、私ハ御了解ヲ得テ簡單ニ良質惡質ト約メテ申シタイト思ヒマス、此ノ良質ト惡質トハ程度ノ差デアリマシテ、品質ノ正負デハナク、イ、ブラス、マイナスト云フ素質デハナク、程度ノ差デアルト云フコトハ、第三條第一項第四號ノ説明、是ハ衆議院ニ於ケル本法案ノ特別委員會ニ於ケル速記録ノ第二回第六頁第三欄ニ明記シテ居リマスルヤウニ、

第四號ノ「強度且惡質ナル遺傳性身體疾患」下云フモノノ例トシテ、盲目、啞、白子、サウ云フモノヲ以テ政府委員ガ御答ニナツテ御示ニナツテ居リマスルコトニモ明確デアリマス、何人モ盲目ヤ啞ト云フモノヲ殺サムトシタリ、又ハ盲目ヤ啞ノ生キテ居ルコトヲ云フコトハ社會ノ損害デアルト考ヘル者ハアリマセス、盲啞學校ト云フモノハ、一ツ文明施設ト認メテ居ルノデアリマス、唯目明キヨリハ盲目、口ノ達者ノ者ヨリハ啞ノ方ガ、少シベカリ社會ニ有用ナル程度ガ薄イト云フダケノコトデアリマス、國ニ有用ノ稍、小ナル者ヲ直チニ有害ト認ムルコトハ、是ハ論據ノ誤デアルト申サネバナリマセス、若シ茲ニ眞實人口減衰ノ防遏ニ苦心慘愴スル識者又ハ人士ガアリマスルナラバ、此ノ識者若シクハ人士ハ、斯クノ如キ態度ヲ執ルモノデハナカラウト思フノデアリマスガ、政府當局ハドウ御考ニナルカ、第三點ハ、未完未成ノ學說ヲ根據トシ、ノミナラズ特ニ我ガ國ニ於ケル、我ガ社會ノ現狀ニ即スル所ノ準備調査モ頗ル不十分不完全デアツデ其ノ儘ノ準備調査ヲ以テ、取急イデ實施ニ向ツテ急グト云フコトハ或ハ斯カル態度ヲ執ル者ノ思想ノ奥底ニ於テ、何等カマダ不十分ナ缺陷ノ存スルコトヲ自ラ暴露スルト云フコトニナルノデハナカラウカ、是ハ稍、穿ツヤウナ觀察若シクハ言ヒ廻シ方デアリマスケレドモ、腹藏ナク申上ゲレバ、是等モ聊カ調査研究ノ價值ノアル問題デハナカラウカ、之ニ付テハドウ云フ御考ガアルノデアリマス、第四點ハ、本法案ノ第一條ニ、本法ハ何々ヲ目的トスルコト云フ其ノ目的ニ、二ツ列ベテアリマスル中ノ第二番目デアリマス、即チ「健全ナル素質ヲ有スル者」ノ増加ヲ圖リ「是ハ能ク言ハレテ居リマスルガ、是ハハ唯然ラザルモノ、即チ「惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者」ノ増加ヲ防遏スル」ト云フ淘汰ト云フ行キ方ニ依ツテ、惡質者ニ對シテ、健全ナル素質ヲ有スル者ノ比率ノ増進ヲ遂グルト云フコトヲ意味スルノデア

リマシテ、是が何等良質ナル人口ノ増加ヲ爲スト云フ譯ノモノデハアリマセヌ、固ヨリ本法案ガ羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ルモノデハナイニ相違アリマセヌケレドモ、輕率ニ讀シテ之ヲ以テ人口増加案デアルヤウニ了解スルナラバ、是ハ本法案起草者ノ責任ニ非ズシテ、輕率ニ誤リ讀ム者ノ責任ニナラウト思フノデアリマスガ、是ハ固ヨリ異議ハナイコトデアリマスケレドモ、政府當局カラソコノ點ヲ明カニシテ下サル方ガ、一層御深切デハアリマセヌカト思フノデアリマス、第五點ハ、良質人口増加、即チ第一條ノ目的、第二、之ヲ現シテ居ルカノ如クニ見エマスル所ノ唯一ノ條項ノ本法案ノ第十六條デアリマス、併シナガラ惜シイ哉、其ノ次ニ直グ第十七條ト云フモノガ直チニ記サレテ居リマスルノデ、ドウモ頗ル強キ程度ニ迄裏切ラレテシマッテ居ルヤウナ感ジガスルノデアリマス、此ノ感ジニ對シテ、早マッテ讀ミ、早マッテ了解スル癖ニ對シテ讀者ハ、之ヲ例ノ羊頭狗肉ノ一例ト斯様ニ見ル俱ガアリハセヌカ、是ガ第五ノ疑點デアリマス、第六點ハ、産兒制限ノ默認乃至不取締、衆議院ノ特別委員會ニ於テモ屢、應酬サレマシタルヤウニ、或種ノ器具乃至賣藥ト云フモノガ行ハレコトヲ以テシテ、ソレデ良質人口ノ増加、即チ本法案第一條ノ二目的ノ中ノ一ツトシテ設ケテ、強ク言ハレテ居リマスル所ノ目的第一ト云フモノヲ、依然トシテ強ク掲ゲ、明カニ記シテ置クト云フコトハ、聊カ同一ノ意思カラ發スル所ノ態度ト致シマシテハ、若干ノ矛盾ト迄デナクトモ、其ノ間ニ距離アリ逕庭アルコトヲ感ゼズニ濟ムコトデアリマセウカ、是ニ對スル本案提出者ノ御見解ヲ伺ヒタイノデアリマス、第七ニハ、是ハ世間デハ今日迄アリマスガ、社會心理ヲ通シテ社會的効果、社會的影響ト云フヤウナコトハ、多クノ問題、特ニ此ノ度ノ問題等ニハ、深ク且廣キ考慮ヲ要スルモノガアルノデアリマス、

本問題ヲ繞ッテ之ヲ立案スルト云フ始メカラ、之ヲ實施シ且ソレガ進行スルト云フ其ノ段階ニ連レテ、社會的模倣ヤ、雷同ヤ、流行崇拜ヤ乃至愛新主義又ハ愛新動機ト申シマセウカ、所謂「フィロネイズム」何デモ新シイコトガ面白ク好キデ困ルト云フ、其ノ反對ハ憎新主義、新シイコトヲ憎ム主義、所謂「ミソネイズム」デアリマスガ、此ノ愛新動機ト云フヤウナモノノ或ハ個人心意、或ハ社會心意ノ奥底ノ動向ニ動クモノガアリハセヌカ、之ニ付キマシテハ、或ハ反省、或ハ達觀、洞察、是ガ必要ニナッテ來ルノデアリマスルガ、本問題ヲ取扱フニハ、殊ニ是等ノ社會心意上ノ注意考察乃至研究ガ必要デアルト云フコトハ、固ヨリ我が政府當局ハ夙ニ御認ニナツテ居ルコトデアッタニ相違ナイト存ジマスガ、如何デアリマセウカ、第八ニ、生殖ヲシテ不能ナラ、シムル手術ト云フコトガ、本法案ニハ總體二十箇條ノ中五箇條ニ出テ居リマシテ、出デ居ル回數ハ六回デアリマス、妊娠中絶ト云フ言葉ハ、三箇條七回出テ居リマス、優生手術ト云フ言葉ハ、申ス迄モナク本法案ノ骨子デアリマスカラ三箇條二十四回出テ居リマス、放射線照射ト云フコトハ、三箇條四回出テ居リマス、昔カラ申シマセウニ、惡ノ進ミ易キヤ火ノ原ヲ燎クガ如シト云フ言葉モアリマスルガ、人口減衰ノ初期社會的症候、所謂醫學ノ言葉デ申セバ「ジムプトメ」ガ既ニ歷然タル我が國ノ今日ニ於キマシテ、右ノ如キ善良ナル風俗ト若干ノ距離ニ在ル所ノ標語ガ、大ビラニ又漫然ト、從ッテ頻繁ニ濫用サル、コトニ、若シモ本法案ヲ通シテ若干ナリトモ、ナルコトガアリマスルナラバ、是ハ産兒制限ニ火ヲ點ケル所ノ點火作用ト云フコトヲ通ジテ、良質人口ノ増進、即チ繰返シテ申シマスガ第一條ノ第二目的、之ニ對シテ反逆的效果ヲ來シハシマスマイカ、此ノ點ニ付テドウ云フ御考デアリマセウカ、第九點ト致シマシテハ、是ト關聯セル事實及其ノ扱ヒ方デア

リマスルガ、最近約三十五年間ニ於キマシテ、主ナル各國ノ人口ノ自然増加ノ低下ハ實ニ著ルシイモノガアルノデアリマス、「イタリー」ハ此ノ期間ニ於テ、此ノ期間ノ初メニ於ケル人口自然増加率人口一千ニ付一二・二カラ、此ノ期間ノ終リニ至ル間一二・八ヲ減ラシマシテ、此ノ期間ノ初メト終リ僅カニ三十五箇年間ニ於テノ自然増加率ノ減リ方ハ、百分ノ七十七ニナッテ居ルノデアリマス、「ドイツ」ハ一五・五カラ八・四ヲ減ラシマシテ、僅カニ三十五箇年間ニ百分ノ四十六トナッテ居リマス、「アメリカ」ハ一四・四カラ八・三ヲ減ラシマシテ百分ノ四十三トナッテ居ルノデアリマス、「イギリス」本國、之ニハ「イングランド」、「スコットランド」、「ウェールズ」及「アイルランド」、ヲ含メテ「イギリス」本國ト假ニ名ヅケマス、之ニ付キマシテハ、一一・〇カラ七・八ヲ減ラシマシテ僅カニ百分ノ二十九ト云フコトニナッテ居リマス、「フランス」ニ至リマシテハ一一・二カラ一・六ヲ減ラシマシテ、是ハ右ノ計算ガ出來マセヌ、「ブラズ」カラ「マニナス」ニ墜落致シテ居ル譯デアリマス、人口減衰ノ急激澎湃シテ岸ヲ洗ヒ巖ヲ嚙ムト云フ狀態、此ノ狀態ト云フモノハ、衆議院ノ特別委員會ニ於テモ可ナリ痛切ナル問答ガ行ハレマシタガ、此ノ事實ト彼ノ國國斷種法ノ實施セラレ且盛ニ行ハレルト云フ事實ト、此ノ一對ノ事實ノ間ニ如何ナル相關關係ガアルカ、因果關係ト迄言ハズトモ、因緣關係デモアリハシナイカ、之ニ付テ政府當局ニ於テハ嘗テ御調査御研究ニナツコトデアラウト信ジタイノデアリマシタルガ如何デアリマスガ、之ヲ伺ヒタイ、第十點ハ、本法案ハ個人の醫療ニ於ケル喧傳サレ過キタト云フ、形容詞ハ、衆議院ニ於ケル特別委員會ニ於テ政府委員ノ御答辯中ニアル誠ニ適切ナル形容詞デアリマス、喧傳サレ過ギタ而モ左程ノ實效ノ無イ所ノ精神病治療ニ於ケル「インシュリン」療法、又「カルジアル」療法、ソレヨリモ更ニ猛

烈ナル一種ノ社會的「インシュリン・カルジアル」療法デアリハセヌカト云フ疑ヲ、右精神病ニ於ケル「マラリア」療法ヨリモ更ニ新シク、更ニ残酷猛烈ナル療法其ノコトヲ承リマシテ私ハ聯想セザルヲ得ヌノデアリマス、個人の療法ニ於ケル右ノ二法ヤ斷種法ハ一理ヤ二理ヤ三理ハ無論アリマセウケレドモ、或ハ又チョット社會的療法ト致シマシテ幾ラカ似タ所ガアリハセヌカ、所謂接近聯想ト云フコトデ、私ノ小サイ頭ニハ其ノ聯想ヲ禁ズル能ハザルモノガアリマスガ、是等ニ付テハ固ヨリ私ノモ所感デアリマスルカラ、政府當局ノ御所感如何ト云フコトヲ、若シ餘リ失禮デナイナラバ伺ッテ見タイヤウナ氣ガ致スノデアリマス、第十一點ハ、本法案ガ實行サル、場合ニ於テ、奸譎ナル、質ノ惡イ或目的、或策動ニ惡用セラル、コトモアルデアラウカモ知レナイノニ對シテ、周到ナル御考慮ガアツコトデアリマスルカ、固ヨリオアリニナツコトト存ジマスルケレドモ、是ハ實ニ善良ナル風俗ノ維持ト云フコトトハ若干ノ距離ノアル事柄デアリマスガ故ニ、彌ガ上ニモ周到ニ考慮ガアリタイト云フ考カラ、チヨット是モ一箇條ニ加ヘタノデアリマス、極ク平タク申セバ、所謂オカ騒動メキタヤウナコトヲ大體指スモノト御了解願ヒタイノデアリマス、第十二點ト致シマシテハ、醫學ノ建設的進歩ニ努力スル、是ハ多勢ノ努力ヲ集メ、又事柄其ノモノガ、頗ル困難ナル事柄デアリマス、其ノ方ニハ即チ稍、怯ニシテ、極度ノ程度ニ於ケル破壊的處置ヲ行フノニハ、輕易ニハ過ギルト云フコトガ、若シアリトシマスレバ、是ハ或ハ氣力ノ萎靡、偷安姑息、地獄呼バハリノ流行、消極破壞行爲ノ頻發スルヤウナ社會ハ、是ハ誠ニ末世的ノ極メテ顯著ナル一ツノ社會的症候デアアルノデアリマシテ、萬一我ガ日本モ之ニ罹リ、又萬一本法案ガ是ト若干ノ關聯ヲ有スルコトガアリナドト、事

ガアリマシテハ、折角ノ我ガ國ノ重大ナル

救済ニ向テ進マウトスル政府當局ハ勿論

ノコト、國民ニ對シテモ意氣ヲ阻喪セシム

ルコトニナル虞ガナイトモ致シマセヌ故

ニ、是モ一箇條ニ加ヘテ伺フ見タイト云

フ次第デアリマス、私ハ衆議院特別委員會

ノ速記録ヲ拜見致シマシテ、誠ニ今回ノ特

別委員會ノ質疑應答ハ、隨分多クノ特別委

員會ニ於ケルガ如ク、痛切又適切デアツタ

ヤウニ拜見致シタデアリマス、法令ノ形

式的方面ハ之ヲ措キマシテ、本問題ノ社會的、

優生的及人口問題上ノ實質的方面ハ、政府

委員ノ方々ノ御答辯ハ、甚ダ遺憾ナガラ支

離ニシテ且不徹底ガ多イト拜讀致シタノデ

アリマス、ドウカ續密ナル再檢討ノ爲、假

スニ時日ヲ以テ十分ナル御自信ト、御自

任トヲ具ヘテカラ御出直シニナル必要ハナ

イモノデアラウカ、只今厚生大臣ノ御提案

ノ理由ノ御説明ニ於キマシテモ、本案ハ是

デ六度目デアリ、即チ第一回カラ今日ニ至

リマス迄、數年ノ時日ヲ經過シテ居ッテ、

ソレデ政府委員諸君ノ此ノ方面ニ於ケル御

答辯ガ、ドウ拜見シマシテモ、十二分ニ完

全ナルモノデアルトハ申上ガ難ネルヤウナ

狀態ヲ以テシマスレバ、是ハ政府ノ國民ノ

努力ガ足ラヌノデハナク、本問題其ノモノ

ガマダ十分ニ完全ナル學理ガ打立テラレテ

居ラズ、又是カラ出發シテ、實行上ノ軌範

ヲ提供スル迄ニハ、本問題其ノモノガ未ダ

十分成熟セザルト云フコトヲ、側面カラ

裏書スルモノデアアルマイカ、之ヲ以テ私

ハ第十三箇條ノ疑義ト致シテ譯デアリマス、

右、既ニ此ノ質問ノ劈頭ニ於テ、又終リノ箇

條ノ質問ニ於キマシテ申シマシタル通りノ

次第デアリマスカラ、私ハ必ズシモ拙速

ナル御答辯ヲ要求ハ致シマセヌ、寧ろ巧運

ト云フコトヲ願ヒタイモノデアリマスルガ、

私ガ研究法、問題ノ取扱ヒ方ニ對シテ一

言ヲ挾シタト云フコトノ性質上カラ致シマ

シテモ、私ハ固ヨリ再質問ヲ致ス考ハゴザ

イマセヌ、之ヲ以テ質問ヲ終リマス

〔國務大臣吉田茂君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(吉田茂君) 御答ヲ申上ゲマス、

建部博士ノ御質問中ニ、御質疑ノ點ニ關シ

テハ必ズシモ拙速ナル答辯ヲ求メル者デナ

イト云フ御申シ添モアツタノデゴザイマス

ガ、十數箇條ニ互リマスル御質疑ノ要點

要點ニ付キマシテハ、豫メ政府ニ於キマ

シテモ十分ナ考ヲ繞ラシテ置イタ次第モ

ゴザイマスルノデ、大略ノ點ニ付キマシ

テ此ノ際政府ノ見所ヲ御答ヲ申上ゲ、

尙詳細ハ他ノ機會ニ於キマシテ御教ヲ受

ケルコトニ致シタイト存ジマス、第一

ニ、系統的生命ヲ斷ツヤウナ本法案ノ如

キモノヲ取扱フニ付テハ輕々ニシテハナラ

ヌト思フガ、政府ハドウ考ヘルカト云フ御

尋デゴザイマス、固ヨリ其ノ通りニ政府モ

考ヘテ居ル次第デゴザイマシテ、此ノ點ニ

付キマシテハ、從來カラモ只今御質疑中ニ

仰セノ如ク屢、論議セラレレ機會ガ久シク

繼續致シマシタ次第デゴザイマスルノデ、

徒ニ之ヲ論議ノ程度ニ止メテ置カト云フコ

トヨリ、寧ろ政府自ラ進シテ詳細且慎重ナ

ル調査ヲ致シ、其ノ調査ノ結果ニ待ッテ、

政府ニシテ決スベキモノガアレバ決スルガ

宜シカラウト云フコトヲ以テマシテ、慎重

ニ政府自ラモ取調ベ、審議會ノ意圖モ微シ、

斯界ノ專門家ハ固ヨリコト、專門ニアラ

ザル方面カラモ、各方面ノ有識練達ノ士ニ

御諮ラ致シマシテ、慎重ナ手續ノ下ニ此ノ

案ヲ決定致シタ次第デゴザイマス、單ニ厚

生省一省ニ於キマシテ之ヲ慎重ニ審議致シ

タト云フコトニ止リマセズ、之ヲ議會ニ提

出シ御審議ヲ仰ギマスニ付キマシテハ、政

府全體ト致シマシテモ十分ニ考ヲ練リ、決

心ヲ致シマシテ、茲ニ御審議ヲ願フ運ビニ

ナツタ次第デゴザイマスルノデ、全ク御考ノ

點ト同ジ考ヲ持ツテ提案致シテ居ル次第デ

ゴザイマス、次ニ良質、惡質ト云フコトハ

程度ノ差デアツテ、本質ノ差デナイ、例ヘバ

盲人或ハ啞者等ヲ本法ノ適用ノ對象ニ勅令

案デ豫想シテ居ルノハドウデアラウカ、ト

云フコトノ意味ノ御質疑デゴザイマシタ

ガ、政府ハ必ズシモ良質ト惡質トハ程度ノ

差デアルトハ考ヘナイノデアリマス、第一

條ノ前段ニアリマスモノト、後段ニアリマ

スモノトハ、程度ノ差ニアラズシテ、質ノ

差デアルト考ヘルノデゴザイマス、惡質ノ

中ニ又程度ノ差ガアリマスコトハ是ハ御所

見ノ通りデゴザイマス、勅令案トシテ參考

ニ衆議院ニ提出致シマシタモノノ中ニ、遺

傳性ノ盲人或ハ遺傳性ノ聾啞等ヲ豫想致シ

テアルノデゴザイマスガ、ソレ等ノ一ツノ

ノ疾患ヲ如何ニ取扱フベキカト云フコトニ

付キマシテハ、十分政府ト致シマシテハ慎

重ナ取扱ヲスル積リデ居ル次第デゴザイマ

ス、最モ惡質ナル遺傳性盲人、或ハ最モ

惡質ナル遺傳性聾啞ト云フヤウナノハ、

是ハ其ノ本人ノ不幸ハ固ヨリコト、家族

竝ニ延イテハ國家社會ノ不幸デゴザイマス

ノデ、ソレ等ノ惡質ナルモノ、甚ダシク惡

質ナルモノニ付キマシタルハ、豫メソレ等ノ

人々ノ生レテ來ルコトヲ防止シヨウト云フ

趣意デゴザイマス、一ツツノ症狀、如何

ナルモノニ付テ優生手術ヲ行フコトニ致ス

カト云フコトハ、是ハ法律案ノ適用ノ問題

デゴザイマスルノデ、十分慎重ヲ期シタイト

考ヘテ居ルノデゴザイマス、恐ラク御質疑

ノ動機トセラル、所ト、政府ノ所見トハ、

同様デアアラウカト考ヘテ居ルノデアリマス、

次ニ未、完成ノ學說ニ基イテ、準備調査ノ不

完全ノ際、此ノ通過ヲ急グト云フコトハ理

解シニクイト云フヤウナ意味ノ御尋デゴザ

イマスガ、此ノ法案ノ基礎ニナツテ居リマス

ル學問ハ、固ヨリ學問ノ進歩ハ窮マリナ

イモノデアリマスカラ、完成デアルトハ申

上ゲラレナイノデアリマスガ、之ヲ本法案

ノ基礎ト致シマスルガ爲ニ、我ガ國ニ於ケ

ル今日ノ遺傳學、優生學ハ、此ノ法案ノ基

礎トシテ之ヲ活用致シマシテ誤リナキ程度

ニ隨分ノ發達ヲシテ居ル、其ノ今日ノ發達

ノ段階ニ於キマシテ、是ダケノ實際政策ニ

活用セラレマスコトニ於キマシテハ、決シ

テ誤リハナイモノト、斯様ニ政府ハ考ヘテ

居ル次第デゴザイマス、準備調査ノ上ニ於

キマシテモ、政府ト致シマシテハ、出來得

ル限りノ力ヲ出シマシテ、本法案實施ノ確

信ヲ得云之ヲ立案、御審議ヲ仰グ運ビニ至

リマシタ次第デゴザイマス、併シナガラ尙

前項御質疑ニ對シマシテ申上ゲマシタ通り

ニ、本法案ノ實施ニ付キマシテハ、何處迄

モ事ノ慎重ヲ期シテ參ルト云フ用意ヲ怠ッ

テハナラヌト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、

次ニ健全素質ノ増加ヲ圖ルヤウナ内容ヲ本

法案ハ持ッテ居ラスデハナイカ、第一條ノ

後段ニ其ノコトガ謳ッテアルケレドモ、是

デハ單純ナル、消極的ナ勵キシカ出來ヌト

思フガドウカト云フ御尋デゴザイマス、

此ノ問題ニ付キマシテハ、博士モ御質疑中

ニ御述ニナリマシタ通りニ、本法關係ノ中

ニ於キマシテ、之ニ該當致シマスル條文ノ

最モ明カナルモノト致シマシテ、第六條ガ

アルノデゴザイマス、優生手術ニ依リマシ

テ、惡質ノ遺傳性疾患ノアリマスル系統ガ、

此ノ法案ノ適用ヲ受ケマスルコトハ、誠ニ

ソレハ消極的ノ作用ト申シテ宜シカト思

フノデアリマスガ、ソレノミデナクシテ、

御質疑中ニモ屢、御引用ニナリマシタ如ク

ニ、近時我ガ國ノ人口ノ増加率ハ遞減ノ傾

向ヲ示シテ居リマス、是ハ誠ニ憂慮スベキ

コトデアリマス、是ハ本法案ニ於テ優生手

術ト稱セラレテ居リマスガ如キ左様ナ操作

ガ、理由ナクシテ行ハレルト云フコトガ、

最モソレ等ノ現象ノ一ツヲ成シマスル憂慮

スベキ所ノ一ツデアルト考ヘルノデアリマ

ス、從ッテ今迄法文ヲ以テ明カニセラレテ居

リマセヌデシタソレ等ノ手術ノ濫用ヲ禁止

スル、ソレニ對シテ嚴重ナル制裁ヲ以テ臨

ム、又次ノ御尋ニナリマシタ十七條ニ於テ

十六條ノ手續ヲ規定致シテ居ルノデアリマ

スガ、關係廳ニ於キマシテモ、醫師ノ隨意

ノ認定ニ依ッテ之ヲ行フト云フコトデナク

シテ、嚴重ナ手續ヲ要求致シテ居ルノデゴ

ザイマスルノデ、其ノ手續ヲ履マズシテ、或ハ

其ノ手續ニ違背シテ斯様ナ手術ヲ今後行ヒ
マスコトハ、嚴重ニ之ヲ取締リ、處罰シテ
參ラウト云フ點ニ於キマシテ、本法案トシ
テ積極的ニ發達ヲ達成致サウト考ヘテ居ル
次第デゴザイマス、固ヨリ人口増加率ノ遞
減ヲ防止シ、健全ナル良質ナル國民ノ増殖
ヲ圖ジテ參ラウト云フニハ、政府ト致シマシ
テモ、固ヨリ本法案ノミノ働キニ依ツテ之
ヲ舉ゲヨウト考ヘテ居ルノデハナイノデア
リマシテ、各種ノ人口政策、萬般ノ保健衛
生ノ政策、尙延テハ國家ノ經濟政策、產
業政策、教育上ノ政策、有ラユル方面ニ互
リマシテ、國力ノ増強ト云フコトノ根本ハ
健全ナル國民ノ増加ニアル、本法案ハ之ヲ
遺傳性疾患ト云フ方面カラ取扱ツテ居ルノ
デアリマス、有ラユル方面ニ互リマシテ、
政府ト致シマシテハ十分ニ健全ナル人口ノ増
殖ト云フコトニ此ノ法案ニ關聯致シマシテ
全力ヲ注イデ參ラネバナラスト考ヘテ居ル
ノデアリマス、殊ニ御質疑中ニモ仰セラレ
タ通り、今日我が國ノ人口モ亦其ノ増加率
遞減ノ初期ノ徵候ヲ示シテ居リマス、是ハ
甚ダ憂慮スベキコトデゴザイマスノデ、全
力ヲ舉ゲテ此ノ點ニ對シテ善處致シマシテ、
今日ノ傾向トハ反對ニ、人口増加率ガ遞増
スルト云フガ如キ狀態ニ持來スコトガ、興
亞大業達成ノ爲ニモ絕對ニ必要デアルト、
斯様ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス、其ノ點
ニ付キマシテハ、全力ヲ注ギタイト云フ覺
悟ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、十七條ニ關
スル御質問ト、十六條ニ關スル御質問ト、
併セテ便宜上此ノ點御答ヘ致シタ次第デゴ
ザイマス、次ニ産兒制限、所謂産兒制限ノ
默認、或ハ默認デナクモ取締ノ不徹底ト
云フヤウナ現在ノ狀況ノ下ニ於テ、第一條
ノ後段ノ健全ナル國民ノ増加ヲ圖ラウト云
フ目的ヲ達成シヨウト云フコトハ、若干其
ノ間ニ矛盾ガアリハセスカト云フ仰セデゴ
ザイマス、只今モ申上ゲマシタ通りニ、我
ガ國ノ人口ノ増加率ガ低下ノ傾向ヲ示シ始
メタト云フコトニ付キマシテハ、所謂産兒

制限ト云フヤウナ言説ガ從前ハレ、或ハ
左様ナコトガ實際ニ、寧ロ社會ノ中以上ノ
階級ニ於テ行ハレハナイカト云フコ
トハ、誠ニ憂慮ニ堪ヘナイ點デゴザイマス、
ソレ等ノコトヲ法律ヲ以テ取締ルト云フコ
トハナカ、御想像モ付カウト思ヒマ
スガ、困難ナコトナノデゴザイマス、固ヨ
リ法制の取締ノ上ニ於キマシテモ、政府ハ
十分ニ考究致シテ居ルノデゴザイマスケレ
ドモ、是ハ一片ノ法律、規則ヲ以テ容易ニ
取扱ヒ難イ、目的ヲ達シ難イ問題デゴザイ
マス、本法案ノ實施ニ付キマシテモ、此ノ
法制ノ趣意ハ前刻來續々申述ベル通りデゴ
ザイマスルガ、本法案ノ趣意目的ヲ達成致
シマスル爲ニハ、教化指導、健全ナ次代ノ
國民ヲ多數ニ得ルト云フコトハ、現代ノ日
本ノ國民ノ務デアリ、大切ナ御奉公ノ道デ
アルト云フ所以ノ考ヲ國民全體ニ徹底スル
コトガ何ヨリモ大切デアラウカト思フノデ
アリマス、從ツテソレニ悖ルガ如キコトハ、
國民トシテノ義務ヲ忘ルモノデアルト云フ、
斯様ナ心構ヘガ國民全體ニ現レテ來ルト云
フコトガ、何ヨリモ大切デアルト思フノデア
リマス、本法ノ適用ニ當リマシテモ、徒ニ
此ノ本條ノ運用ノミニ依ツテ目的ヲ達成シ
ヨウト云フヤウナ考ニ墮セズシテ、此ノ法
案ノ趣意ト云フモノガ國民ノ常識トナツテ、
サウシテ本法案ノ企圖スル目的ト云フモノ
ガ、國民ノ自發的協力ニ依ツテ達成セラレ
ト云フコトモ最モ大切ナ要點トシテ、此ノ
法案ノ運用ニ當リ、又國民ノ保健思想、衛
生思想、厚生問題ニ對スル考ノ指導ノソレ
ヲ根本ニ立テテ參リタイト斯様ニ考ヘテ居
ル次第デゴザイマス、次ニ此ノ法案ニ付テ
所謂新奇ヲ好ム、或ハソレニ反動的ニ反對
スルト云フヤウナ、左様ナ何ト申シマスカ
上ズツ考デ輕々ニ取扱ハレテハ困ルデハ
ナイカト云フ御尋デゴザイマス、是レ誠ニ
御同感ニ存ジマス、斯クノ如キ大切ナ問題
ニ付キマシテハ、決シテ新奇シカラ善イ、
舊イカラ惡イト左様ナ上ズツ考デ輕々ニ

取扱ツテハナラスト思ヒマスノデ、若シ世間
一部ニ左様ナ現象モ御感ジニナルコトデア
リマスレバ、政府ト致シマシテハ、此ノ上
ニモ十分左様ナコトノナイヤウニ戒心ヲ加
ヘ注意ヲ致シタイト存ジマス、次ニ人口ノ
増加率ノ遞減スル初期ノ現象ガ現レテ居ル
ヤウナ今日此ノ際、本法案ニ用ヒテアルヤ
ウナ妊娠ノ中絶ト云フ左様ナ用語ガ屢、用ヒ
ラレコトハ、ソレハ誠ニ憂フベキコトデ
ハナイカト云フ御話デゴザイマス、政府ト
致シマシテハ、成ルベク國民ニ好マシカラ
ザル印象ヲ與ヘマスヤウナ文字ハ使ハナイ
ガ宜シイト考ヘルノデアリマス、從テ本法
ノ文字モ、左様ナ點ニ心ヲ用ヒマシテ、各
種ノ用語ヲ選ンデアリマス次第デアリマス、
ソレガ爲メハ用語ノ意味ト云フモノガ、的
確ニ讀ム人ニ理解セラレナイヤウナ嫌ガア
レルノデハナイカト云フヤウナコトモ感ゼラ
レル次第デゴザイマスガ、御心配ノ點ニ付
キマシテハ、本法案ノ中ニ現レテ居リマス
用語ノ用ヒ方ヲ御覽ニナリマシテモ、政府
ノ其ノ邊ニ對スル心配ニ付キマシテハ、御
想像ガ付カウカト思フノデゴザイマス、併
シ何ト云ヒマシテモ、我が國ノ人口増加率ハ
低下ノ自然の傾向ヲ示シテ參ツテ居ルノデ
アリマス、是ハ現實デアリマス、此ノ現象
ニ對シマシテハ、國民ハ眼ヲ掩ウテハナラ
スト思フノデアリマス、從ツテ又之ニ對處ス
ベキ有ラユル方策ヲ講ゼネバナラスト斯様
ニ考ヘルノデゴザイマスノデ、若干ソレ等
ノ御心配ニナリマスヤウナ用語ノ用ヒラル、
コトモ已ムヲ得ナイ、萬難ヲ克服致シマ
シテ、今日ノ憂慮スベキ我が國ノ人口減少
ニ對處セネバナラスト斯様ニ考ヘルノデゴ
ザイマス、次ハ各國ノ人口ノ自然増加ノ低
下現象ハ誠ニ著シイ、ソレト斷種ト云フコ
トノ間ニ因果ノ關係ガ何カアリハシナイ
カ、ソレヲ調ベタコトハアカリト云フ御尋
デゴザイマシタ、矢張り何レノ國ニ於キマ
シテモ、健全ナル人口ノ自然増加ト云フコ
トニ付キマシテハ、今日各國共ニ頗ル熱

心ニ努メテ居リマスル現狀ハ博士ノ御承知
ノ通りノ次第デゴザイマス、何レノ國ニ於
キマシテモ亦斷種或ハ優生ト云フモノヲ、
此ノ線ニ沿ウテ取扱ウテ居リマスルコトハ、
是亦疑ノナイ事實デアラウト思フノデゴザ
イマス、其ノ間ノ因果關係ヲ、ドノ國デド
ウ考ヘテ居ルカト云フヤウナコトニ付キマ
シテハ、是ハ私ト致シマシテ十分ニ御答ヲ
申上ゲルト云フコトハ或ハ適當デナイカト
考ヘマスノデ、別ノ機會ニ政府ノ關知シ
テ居リマスル限リノコトヲ御耳ニ入レル
コトニ致シタイト存ジマス、次ニ此優生
手術、或ハ從前斷種ト云フハレテ居タヤ
ウナ方法ヲ今日採用スルト云フコトハ、如
何ニモ慘憺ナ印象ヲ與ヘハシナイカト云フ
コトデゴザイマス、此ノ點ニ付キマシテモ、
左様ナ心配ガアリマスルコトデゴザイマス
レバ、十分ニ左様ナ心配ヲ與ヘマセヌヤウ
ニ、手術ノ方法内容等ニ付キマシテハ、是
ハ他ノ機會ニ於キマシテ政府委員ヨリ技術
的十分ナ御説明ヲ申上ゲルコトニ致シタ
イト思フノデアリマス、左様ナ印象ヲ世間
ニ與ヘルコトノナイヤウニ、又事實與ヘズ
ニ濟ムコトト思ヒマスノデ、是亦御質問ノ
趣旨ニ副ウテ萬全ノ注意ヲ致シタイト存ジ
マス、次ニ本法ノ惡用ト云フコトニ對スル
周到ナル用意ガアルカ、例ヘバ家騷動ト
云フヤウナコトニ本法ガ濫用セラレルコト
ハナイカト云フ御尋デアリマシタ、固ヨリ
左様ナコトガアツデハナリマセヌノデ、本法
ノ施行ニ付キマシテノ手續ヲ最モ嚴重ニ致
シテアルト云フコトハ、今迄ニ比ベマシテ、
寧ロ左様ナ手術ガ今後此ノ法案ノ成立スル
コトニ依ツテ濫用セラレ得ナイヤウニナリ
マスル一ツノ確乎タル保障ニ、寧ロ本法ガ
ナルヤウニ致シタイト云フヤウナ考ヲ以テ
マシテ、周到ナル用意ヲ施シテアル次第デ
ゴザイマス、次ニ此ノ種ノコトヲ斷行スル
ニハ如何ニモ勇氣ガアルガ、外ノ大事ナコ
トヲ斷行スルニハ勇氣ガナイ、左様ナ印象
ヲ與ヘハシナイカト云フ御尋デアリマシタ

ガ、政府ト致シマシテハ、決シテ左様ナコトハナイト思ヒマス、如何ニ困難ナコトガアリマシテモ、今日ノヤウナ御時世ニ於キマシテハ、必要ナ事デアリマス以上ハ萬難ヲ排シテ總テソレヲ遂行致シタイ、左様ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス、本法ニ付キマシテモ左様ナ考ノ一ツノ現レデアルト云フ御諒解ヲ得マスナラバ誠ニ仕合セデアリマスガ、尤モサレバト言ヒマシテ、本法適用ニ付キマシテハ、是ハ從前例ヲ見マセスノデ誠ニ大切ナル且新シイ法制デアリマスノ考慮工夫ヲ以テ之ヲ致シタイト云フ考ハ、同時ニ抱カネバナラスコト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、最後ニ衆議院ニ於ケル委員會等ノ記録ニ依ッテ見ルト、政府委員ノ答辯ニハ甚ダ不徹底ナモノガアルヤウニ感ゼラレル、就テハ徹底シタ本法ノ取扱ト云フコトヲ期スルガ爲ニ、之ヲ考ヘ直シテ、再出發スル意圖ハナカト云フ御尋デゴザイマシタ、政府ト致シマシテハ、最初ニモ申上ゲマシタ如クニ、本法案ノ御審議ヲ仰ガマスルニ付キマシテハ、豫メ十分ニ技術的ナ又常識的ナ、或ハ醫學的ナ又社會學的ナ有ナル立場カラ、之ヲ數年ニ亘リマシテ檢討ヲ致シ、之ヲ取調ベ爲ノ特別ノ審議機關ヲ取リ設ケマシテ、十分ノ自信ヲ持ッテ此ノ法案ノ御審議ヲ今日仰イデ居ル次第ナドデゴザイマス、固ヨリ御審議ニ當リマシテハ、十分御當院ニ於キマシテ御審議ヲ願ヒ、御教ヲ仰グト云フコトハ、大切ナコトデアルト考ヘルノデゴザイマスガ、何卒最初ノ御説明中ニモ申上ゲマシタ通りニ御審議ノ上御協賛アラムコトヲ切ニ御願ヲ致ス次第デアリマス、以上ヲ以テ御答ト致シマス

○子爵澤正己君 今今議題トナリマシタ國民優生法案ハ、重要ナル法案デアリマスルノ故、此ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重孝君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 戶澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔佐藤書記官朗讀〕

國民優生法案特別委員

公爵島津 忠承君	侯爵小村 捷治君
伯爵柳澤 保承君	子爵野村 益三君
子爵實吉 純郎君	子爵水野 勝邦君
光行 次郎君	男爵小池 正晃君
下村 宏君	男爵高木 喜寬君
男爵村田 保定君	次田大三郎君
金杉英五郎君	岩田 三史君
野田六左衛門君	

○議長(伯爵松平賴壽君) 過日ノ小山君ノ質疑ニ對シ、總理大臣ヨリ答辯ヲ發言ヲ求メラレマシタ、此ノ際御許シ致シマス、米內閣總理大臣

〔國務大臣米內光政君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(米內光政君) 過日ノ本會議ニ於キマスル小山君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、今回政府ガ臨時資金調整法ヲ改正致シマシテ、報國債券ヲ發行スルコトニ關シマシテノ御尋ガアツタノデゴザイマスルガ、政府ハ經濟上、金融上、各般ノ事情ヲ考ヘマシテ、現在ノ實情ニ於キマシテハ、此ノ際本債券ヲ發行スルノ適當ナリト考ヘタ次第デアリマス、本債券ガ國民ノ射幸心ヲ刺戟シ、勤儉力行ノ美風ヲ害スル虞ハナイト云フ點ガ、最モ御懸念ノ點デアッタヤウデアリマスルガ、政府ト致シマシテハ、此ノ程度ノ割増金ヲ附シテノ債券ヲ發行ハ、御心配ノ如キ憂ノナイモノト考ヘマスルト共ニ、御趣意ノ點ハ十分ニ考ヘマシテ、元金ハ其ノ儘返還致シマスツカ、割増金ハ國債ニ依リ支給シ得ルコトニ致シマスツカ、國民ノ貯蓄心ヲ損ハザルヤウ、十分ニ配慮ラ致シマシテ立法致シタルノデアリマスルカ、本債券ノ發行ガ國民精神作興ノ趣意ニ反スルコトハナイト信ジテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、之ヲ以テ御答ト致シマス

〔小山松吉君演壇ニ登ル〕

○小山松吉君 一昨日ノ本會議ニ於キマシテ、臨時資金調整法中改正法律案ニ付キマシテ私ガ二ツノ點ヲ政府ニ御尋致シタノデゴザイマシタガ、其ノ第一點ハ大藏大臣ヨリ御答ガゴザイマシテ、御深切ニ縷々御述ニナリマシタコトニ付テハ、御禮ヲ申上ゲル譯デアリマスガ、併シ其ノ内容ハ私共ノ考ト隔リガゴザイマシテ、大藏大臣ノ御述ニナリマシタ趣意ハ、浪費セラル、資金ヲ吸收スルノ方法トシテ此ノ種ノ手段ヲ執ッタノデアアル、所謂方便ノヤウナモノダ、方便ト致シテ適當ダト、斯ウ云フ風ノ御答デアリマスカラ、大分私ノ考トハ違フ所ガゴザイマシテ、是以上御尋ヲ致シマシテモ、議論ニナルノデアリマスカラ、大藏大臣ニ對シテハ質問ハ打切りコトニ致シマス、只今總理大臣ヨリ御答辯ガアリマシテ、御禮ヲ申上ゲマスガ、併シ此ノ御答辯ノ内容モ、遺憾ナガラ私ガ續々事實ヲ舉ゲテ申上ゲタ事柄ニ對スル御答ハナッテ居ナイカト思フノデアリマス、是以上申上ゲテモ意見ノ相違、議論ニナリマスカラ、是デ私ハ質問ヲ打切りマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、鑛業法中改正法律案、日程第三、砂鑛法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長報告子爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ依ル〕

砂鑛法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年三月二十日

委員長 子爵保科 正昭

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔子爵保科正昭君演壇ニ登ル〕

○子爵保科正昭君 只今議題トナリマシタ本案委員會ノ經過ノ大要並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、二ツノ法案ハ、鑛業法及砂鑛法施行ノ實情ニ鑑ミ、各條ニ涉リ必要ナル改正ヲ加ヘタモノデアリマシテ、之ニ依リマシテ新タ有用鑛物ヲ鑛業法所定ノ鑛物ニ加フルノ外、試掘權制度ノ改正、其ノ他鑛業權ニ關スル制度ノ整備ヲ圖リ、砂鑛權ノ設定ヲ容易ナラシムル共ニ、鑛業及砂鑛業ニ對スル監督ニ遺憾ナキヲ期セムトスルモノデアリマス、委員會ハ去ル三月ノ十六日ヨリ四回ニ亘リマシテ開會致シマシタノデゴザイマス、質問ノ多クハ試掘權制度ノ改正ニ關スルモノデアリマシタ、其ノ主ナル質疑應答ヲ申上ゲマス、第一ハ、試掘權ヲ四年ニテ打切りコトト爲シタル趣旨如何ト云フニ在ルノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ヨリハ、試掘權ハ單ニ探掘ノ價值アリヤ否ヤヲ調査スルコトヲ保護スル爲ノ權利デアラルガ故ニ、其ノ期間モ四年デ十分デアル、從來ノ如ク何年デモ其ノ延長ヲ認メルト云フヤウデハ、試掘權制度ノ趣旨ヲ沒却スル結果トモナルノデ、四年デ打切りコトトシテ、試掘權制度ヲ其ノ本來ノ趣旨ニ戻シテ、權利ノ濫用ヲ防止シ、而シテ今後ハ試掘權ハ四年デ打切りコトトセラレタ結果、試掘モ爲サズシテ漫然試掘權ヲ保有スルコト云フヤウナ弊害ハ之ニ依ッテ多分ニ矯正セララル、コトナルカラ、此ノ方面カラ探掘ヲ促進シ、將來ノ鑛物ノ増産ニ資スルコトナルノデアル、斯ウ云フ答辯ガアリマシタ、第二ハ、政府ハ今回試掘權制度ノ改正ニ依ッテ、所謂豫備鑛區ヲ否認セムトスルモノデハナカト云フコトデアリマス、之ニ付キマシテハ、政府ヨリハ、今回ノ改

正ハ鑛業常識上當然ニ認メラレテ然ルベキ程度ノ豫備鑛區ヲ決シテ否認セムトスルモノデハナイ、唯從前ハ一度試掘權ガ設定セラレタルトキハ、何等ノ試掘行為ヲ爲サズトモ、之ガ存續ヲ事實上認メラレテ來タノデアルガ、今後ハ鑛業法上ハ採掘鑛區ノ形ニ於テ之ヲ認メルト云フコトニナルノデアル、豫備鑛區等ヲ採掘權ノ形ニ於テ保有スルコトハ、即チ日本ノ鑛物ノ賦存狀態ニ關スル基礎資料ヲ得テ置クコトニナリ、將來ノ増產實現ニ備ヘルト云フ意味ニ於テ絕對ニ必要ナルト認メテ居ル、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、第三ニハ、今後ノ試掘權制度ノ改正ニ依レバ、今後試掘權ヲ得タ者ハ必ズ四年以内ニ試掘ヲ完了シナケレバナリナイコトニナル、是ハ事實上不可能ナル場合ガ對テナイニモ拘ラズ、四年内ニ試掘ヲ爲サストノ理由デ試掘權ヲ取上ゲテシマフト云フコトハ苛酷デハナイカ、已ムヲ得ザル場合ニ於テハ一定期間其ノ延長ヲ認メルコトニシテハドウデアラウカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ、眞ニ試掘ヲ爲サストスル者ニ對シテハ、決シテ試掘權ヲ取上ゲヨウトスルモノデハナイ、寧ろ出來得ルガキ早ク本來ノ鑛業權デアリ所ノ採掘權ニシテコトヲ促進シヨウト云フノデアアル、而シテ四年ノ期間ハ十分ノ餘裕ヲ見込デ決メタモノデアルト云フノデアリマス、之ヲ更ニ延長スル必要ハ毛頭ナイト云フ答辯デアリマス、第四ハ、試掘權存續期間中ニ採掘出願ヲ爲シ、其ノ許可ヲ得ザル間ニ試掘權ノ期間満了シタ場合ニハ、作業ヲ中止スルコトナリ不都合デアアルカラ、採掘權ノ許可又ハ不許可ノ指令ノアル迄ハ試掘權者ト看做サユニスル規定ヲ設ケテハドウウカト云フ、斯ウ云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテ、政府ハ、試掘權ノ存續中ニ採掘出願ヲ爲シタトキハ、其ノ許可又ハ不許可ノ指令ノアル迄ハ試掘權者ト看做スト云フ規定ヲ設ケルヲ致シマス、試掘權ノ期間ハ一定シナイコトニナル、是ハ其ノ通りデアリマシタ、採掘出願ヲ出シマシテモ

レガ許可ニナリマス間ニ、或モノハ早く來、或モノハ遅クナリマスカラ、是ハ一定シナイコトニナル、又採掘出願ガ不許可トナッタ場合ニ於テ、他人ノ試掘鑛區ノ出願ノアツタ場合ニハ、先願者ガ不許可トナツテ後願者ガ却テ許可セラル、コトトナルト、更ニ又不合理ヲ生ジ、其ノ結果鑛業法ノ基本ト致シテ居ル所ノ先願主義、之ニ反對ニナルコトニナル、是ハハイケンナイト、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、第五ニハ、今般ノ改正ハ勿論必要ナモノデアアルガ、日本產金振興株式會社、帝國鑛業開發株式會社等ノ國策會社ガ、積極的ニ民間ト協力スルコトガ必要缺クベカラザルコトデアアルト思フ、之ニ對シテ政府ハドウ考ヘテ居ルカト云フノデアリマス、政府ヨリハ、今回ノ改正ノ趣旨ハ、單ニ此ノ法律ノ改正ノミヲ以テ達成セラル、モノデハナイコトハ言フ迄モナク、其ノ爲ニハ政府及ビ特殊會社ノ積極的ナ協力ガ要件デアアルコトハ全ク同感デアアル、斯ウ云フコトデアリマシタ、又政府及ビ特殊會社ノ從來ノ活動ニ付テハ遺憾ノ點モ少クナイカラ、今後ハ其ノ陣容ヲ充實スルコト共ニ、積極的ニ民間ニ協力スルコトトスルコト云フ答辯ガゴザイマシタ、右ノ外本法案ノ直接間接ノ事柄ニ付、又現下緊要ノ課題タル重要鑛物ノ増產等ニ付テ、適切ナ質疑及ビ希望ガアリマシテ、政府ヨリハ種々答辯ガゴザイマシタ、其ノ詳細ナコトハ速記録ニ依ッテ御了承ヲ願ヒタイト存ジマス、質疑ヲ終リマシテ討論ニ入り、一委員ヨリ、睡眠鑛區トサレテ居リマスモノノ開發ニ付テ、其ノ鑛區ガ適切デアアルナラバ、衆議院ノ修正ヲ成ルベク活用シテ、原案通り運用ノ妙ヲ得ルコトガ誠ニ望マシイ事デアアル、之ヲ一言附加ヘテ本案ニ賛成スルコト云フコトデアリマシタ、次イデ採決ニ入り、全會一致ヲ以テ可決セラレマシタ、以上御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス
○議員(西大路吉光君) 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス
○議員(西大路吉光君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス
○議員(西大路吉光君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ議事日程ハ全部終了致シマシタガ、本日衆議院ヨリ重要議案ノ送付ガアリマスルコトト存ジマスルカラ、午後三時三十分迄休憩ヲ致シマス
午後十一時四十九分休憩
午後四時十二分開議
○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス
〔小林書記官朗讀〕
本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ

通知セリ
鑛業法中改正法律案
砂鑛法中改正法律案
本日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
職業紹介法中改正法律案特別委員會
委員長 候補德川 賴貞君
副委員長 平塚 廣義君
昭和十三年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件) 特別委員會
委員長 公爵桂 廣太郎君
副委員長 田口 弼一君
本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
有機合成事業法案可決報告書
會計検査院法中改正法律案可決報告書
裁判所構成法中改正法律案可決報告書
恩給法中改正法律案可決報告書
職業紹介法中改正法律案可決報告書
本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
石炭配給統制法案
○議長(伯爵松平賴壽君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、本日委員長ヨリ報告書ヲ提出セラレマシタ會計検査院法中改正法律案、裁判所構成法中改正法律案、是等ノ二案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ、一括シテ議題ト爲シ、第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ煩ハシタイト存ジマス、御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長加藤子爵
會計検査院法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和十五年三月二十二日
委員長 子爵加藤 泰通
貴族院議長伯爵松平賴壽殿
裁判所構成法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年三月二十二日

委員長 子爵加藤 泰通

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔子爵加藤泰通君演壇ニ登ル〕

○子爵加藤泰通君 只今上程ニナリマシタ
會計検査院法中改正法律案ノ委員會ノ經過
竝ニ結果ノ御報告ヲ申上ゲマス、本法案改正
ノ點ハ、「會計検査院法第二條中「検査官十
四員」トアリマスヲ「検査官十六員」トシ、
「検査官專任二十四員」ト改メ、又第五條中
「検査官三員又ハ四員」トアリマスヲ、檢
査官三員乃至五員ニ改ムルノ件アリマス、
近時殊ニ支那事變ノ勃發以來、急激ナル國
費ノ膨脹ト共ニ、會計検査院ノ検査事項
モ複雑多岐ニ極メ、其ノ爲前記ノ通り檢
査官ニ於テ二名、副検査官ニ於テ四名ヲ増
員セムトスルモノデアリマス、先ヅ質問ニ
入リマシテ、一委員ヨリ、此ノ案ノ提出ヲ
見ルノハ寧ロ其ノ遲キヲ憾ムノ感アリ、
年々決算委員會ニ於テ會計検査院ノ批准事
項ヲ見ルノニ、審議ノ結果ハ、却テ検査院
ノ批准ハ不當デアッテ、政府ノ措置ニ過誤ノ
ナイト認メル事例ガ度々アル、是等ハ要ス
ルノニ検査官ノ手不足ノ爲審議上缺クル所
ガアルノデアリカト考ヘラレル、尙國運
ノ進展ト共ニ今日以上ノ増員ヲ要スルモノ
デアリカト考ヘラレル、故ニ臨時委員ト
申シマスガ當分ノ内ノ委員、検査官ト云フ
ヤウナモノヲ増員シテハドウカ斯ウ云フ御
質問ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ政府
ハ、實際上検査院ノ仕事ハ非常ニ繁劇ヲ加
ヘ、其ノ増員ノ如キモ痛切ニ考ヘテ居ル
デアリマスガ、先ヅ差當リ今回ハ検査官二
名副検査官四名ノ増員ヲ行ハムトスルモノ
デアリマス、又只今御話ノ一時的、或ハ又當分
ノ内ノ増員トシテ検査官ヲ増スト云フ點ニ
付キマシテハ、検査官ノ地位ニ鑑ミマシテ、
當分ノ内任命スト云フコトハ適正デナ
ト考ヘマス、斯ウ云フヤウナ答辯ガゴザイ
マシタ、其ノ外ニハ餘リ質問モゴザイマセ
ヌ、次イデ討論ニ入リマシタガ、別段御發

官報號外

昭和十五年三月二十三日

貴族院議事速記第二十四號

會計検査院法中改正法律案外一件 第二、三讀會 有機合成事業法案 第一讀會ノ讀 三三五

言モナク、採決ニ入リマシタル結果、全員
一致ノ下ニ本案ハ原案通り可決スベキモノ
ト相成リマシタ、次ニ本委員會ニ併託ス
ルコトニナリマシタ裁判所構成法中改正法
律案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ノ報告ヲ申上
ゲマス、裁判所構成法ノ第八十六條第一項
中「地方裁判所檢察官ノ書記課ニ」トアリ
マス其ノ下「書記長又ハ」ト云フ條文ヲ加ヘ
ル件デアリマス、即チ此ノ法ノ目的ハ、
裁判所書記ノ優遇ト、又部下監督ノ強化ト
云フ點ニアルノデアリマス、現今ニ於キマ
シテ、全國ノ裁判所ヲ通ジテ書記ノ數ハ六
千餘名ニ達シテ居リマスガ、是等ガ委任官
トナルベキ進級ノ途ガナイノデゴザイマス、
即チ前途ガ塞ガレテ居リマスル爲事務ニ熱
練セル優秀ナル書記ヲシテ永年勤続セシメ
ルコトニ多ク困難ヲ生ジマスル上ト共ニ、
一面新タニ優秀ナル者ノ採用ヲスル上ニモ、
非常ナ困難ヲ感ズルノデアリマス、仍テ司
法部多年ノ希望デアリマス此ノ書記優遇
ノ途ヲ開カントスルモノデアリ、且又高等
官書記長ノ設置ト共ニ、部下監督ヲ強化セ
ムトスルモノデアリト云フ趣意ノ説明デア
リマシタ、之ニ付テハ餘リ御質問モゴザイ
マセヌ、討論ニ入リマシテ別ニ御發言モナ
ク、採決ニ入リマシタル所、全員一致ノ下
ニ本案ハ原案通り可決スルコトニ相成リマ
シタ、簡單デゴザイマスガ、右御報告ヲ申
上ゲマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ
カ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第二讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問
題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通
リ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望シマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第三讀會
ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通
リ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 本日委員長ヨリ
報告書ヲ提出セラレマシタ有機合成事業法
案ヲ、此ノ際議事日程ニ追加シテ、第一讀
會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ煩ハシタイ
ト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス、委員長保科子爵
有機合成事業法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也
昭和十五年三月二十二日
委員長 子爵保科 正昭
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○子爵保科正昭君 只今上程セラレマシタ
有機合成事業法案ニ對シマシテ、委員會ノ經
過竝ニ結果ノ御報告ヲ申上ゲマス、先ヅ本
法案ノ内容ヲ簡單ニ御説明致シマス、本
法ハ我が國ニ於ケル國防ノ整備及産業ノ發
展ヲ圖ル爲、有機合成事業會社ヲ保護助成シ
テ、其ノ事業ノ確立ヲ圖ルノガ目的デゴザ
イマス、保護ノ方法ト致シマシテハ、所得
ニ對スル法人税及營業稅並ニ地方稅ノ免
除、機械器具ノ輸入稅ノ免除、製品ニ對ス
ル獎勵金ノ交付、競争品ニ對スル輸入制限
ハ高率關稅ノ賦課等デゴザイマス、其ノ適
用品ハ勅令ヲ以テ指定スルコトニナッテ居
リマス、今差當リ合成「ゴム」ヲ始めト致シ
マシテ、合成「トルオール」、合成「ベンジ
ル」、「メタノール」、「ブタノール」、醋酸、
合成樹脂等ヲ豫定シテ居ルノデゴザイマス、
將來事業ノ發達ト共ニ品目ノ追加ヲ行フコ
トニナッテ居リマス、本法ニ對シマシテハ
委員會ハ三月ノ十九日、三月ノ二十日ノ兩
日開カレマシテ、各委員ヨリ熱心且適切ナ
ル御質問ガアッタノデゴザイマス、之ニ對シ
マシテ政府當局カラモ懇切ナ答辯ガアリマ
シタ、其ノ質問ノ主ナルモノヲ申上ゲマス
ト、新製品ヲ保護獎勵シタ爲ニ需要者ニ迷
惑ヲ及ボシ、又ハ輸出振興ヲ阻得スル虞ナ
キヤトノ質問ガゴザイマシタ、有機合成品
ハ、品質ニ於テハ從來ノモノニ比シテ寧ロ
優ルトモ劣ルコトハナイノデアリ、有機合
成品ノ製品ハ、主トシテ國內需要ニ向ケテ、
輸出品ニ強ヒテ高價ナル有機合成品ヲ使用
スル意思ハナイノデアリト答辯セラレマシタ、
又本法實施ノ結果、大企業家ノミヲ保護サ
レテ、其ノ結果小資本家ハ保護サレナイト
云フヤウナコトハナイカト云フヤウナコト
デアリマシタニ對シテ、政府ハ、發明研究
ノ實施ヲ阻得スル虞ノナイコトヲ目的ト致
シマシテ、本法ハ、試驗的ニ研究ノ程度ノ
ミヲ除クノ外ハ、如何ナル小規模ノ企業ニ
對シテモ適當ナ保護ヲ爲スト云フ方針ダ
ト云フコトヲ辯明サレタノデアリマス、其ノ
他有機合成ノ定義ノ問題、本法ノ適用範圍
ノ問題、發明者保護ノ問題、發明工業家ノ
問題、所要石炭並ニ電力ノ確保ノ問題、外
國特許買收ノ問題、化學機械自給自足ノ問
題、有機合成事業ノ確立ヲ妨グル虞アル物
品ニ對スル高率關稅賦課ノ問題、化學技術
者ノ養成並ニ其ノ確保ノ問題、其ノ他關係

ヲ營ムモノトス

一 石炭ノ買入及販賣

二 石炭ノ輸出、輸入、移出及移入

三 石炭鑛業ニ對スル資金ノ融通及投資

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五、其ノ他石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

日本石炭株式會社前項第四號又第五號ニ掲グル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 日本石炭株式會社ハ則賣ルモノ
的ヲ以テ買入ルル者ニ石炭ヲ賣渡スト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ
認可ヲ受ケ其ノ石炭ノ販賣ニ關シ必要
ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

主君ノ旨ハ石炭ノ西條ノ圓滑ヲ價給
ノ公正ヲ圖ル爲殊ニ必要アリト認ム
トキハ日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目
的ヲ以テ石炭ヲ買入ル者ニ對シ前項
ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ
得

第十六條 日本石炭株式會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十七條 日本石炭株式會社社債ヲ募集
セントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認
可ヲ受クベシ

第十八條 日本石炭株式會社ノ社債權者ハ同會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第十九條 日本石炭株式會社ハ毎營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

第二十條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十條 主務大臣ハ日本石炭株式會社
ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 日本石炭株式會社ノ定款ノ

變更ノ利益ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ズ

第二十二條 日本石炭株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十三條 日本石炭株式會社ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ石炭ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ニ對シ石炭ノ需給調整上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ日本石炭株式會社
社監理官ヲ置キ日本石炭株式會社ノ業
務ヲ監視セシム

第二十七條 日本石炭株式會社監理官ハ
何時ニテモ日本石炭株式會社ノ金庫、
帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコト
ヲ得

日本石炭株式會社監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本石炭株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本石炭株式會社監理官ハ株主總會其
ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述ス
ルコトヲ得

第二十八條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又

ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十九條 日本石炭株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミ

タル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

日本石炭株式會社ノ毎營業年度ニ於テ
ル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額
ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スル場
合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式

ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂入

ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式

ノ捌込ミタル株金額ニ對シ一ト三トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石炭ノ價額ノ

三倍以下ノ起ルモハ罰金ハ當
該價額ノ三倍以下トス
第三十一條 第二十三條ノ規定ニ違反シ
タル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ

又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
二 第五條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十三條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十條、第三十一條又ハ前條第一號ノ規定又行爲ヲ爲シタル

トキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

三十二條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又

ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト

ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト

第四十五條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受

テタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第四十六條 創立總會ニ於テハ第十二條ノ規定ニ應ジ社長、副社長、理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第四十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本石炭株式會社社長ニ引渡スベシ

第四十八條 南法第六十七條、第六十八條及第六百八十五條ノ規定ハ日本石炭株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第四十九條 第九條ノ規定施行ノ際現ニ日本石炭株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第三十八條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

○國務大臣(藤原銀次郎君演壇ニ登ル)
リマシタ石炭配給統制法案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス、我が國現下ノ物資需給狀況ニ鑑ミ、最モ緊要ナル生産力擴張並ニ物價統制ノ目的達成上、支配的ナル影響ヲ有スルモノハ、石炭ノ需給及其ノ價格ノ適否如何ニ在リト申シマス、決シテ過言ナシト考ヘルノデアリマス、然ルニ我が國ニ於ケル石炭ノ需給狀況ヲ觀マサルニ、今次ノ支那事變ノ發生以來、其ノ需要量ノ増加ハ特ニ著シキモノガアルノデアリマス、之ニ對シマシテ生産ノ方ハ、最近山元ニ於ケル各種生産條件ノ緊迫化ニ依リ、著シク惡影響ヲ受ケテ居リマス、ミナラズ、配給機構ノ不整備ニ因リ石炭配給ノ不圓滑ト相俟チマシテ、必要ナル方面ヘノ供給確保ニモ困難ヲ生ジ、海外貿易ノ増進モ、生産力擴張モ、之ガ爲メカラザル障礙ヲ受ケテ居リマス、殊ニ最近發電用石炭

其ノ他ノ工業用石炭ニ關シマシテ、御承知ノ如キ狀態ヲ惹起致シ、國民生活上幾多ノ不安ヲ與ヘマシタコトハ誠ニ遺憾ニ存スル所デアリマス、斯クノ如キ現狀ニ對シマシテハ、有ラユル方策ヲ講ジテ事態ノ改善ヲ圖ルコト極メテ緊要デアリマシテ、若シ今日ノ狀態ノ儘ニ放置シテ置キマシレバ、前述ノ如キ不安ヲ將來ニ殘シ、國策遂行ノ圓滑ヲ期シ得ナイモノト考ヘル次第デアリマス、政府ニ於キマシテハ、石炭ノ配給統制ヲ目的ト致シマシテ、曩ニ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ニ基キ石炭販賣ヲ取締規則ヲ制定致シマシテ、右ノ目的達成ニ努メテ參ツタノデアリマス、現下ノ情勢ハ、更ニ現在ノ配給機構ヲ統合一元化シ、統制力ニ富ム強力ナル機構ヲ中心ト致シマシテ、配給統制ノ運営ニ當ラシムル必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマス、次ニ石炭ノ極メテ急激ナル需要増加ニ對處シ、併セテ長期建設ノ將來ニ備ヘムガ爲ニハ、大規模ナル増産促進ノ方策ヲ樹立シ、速カニ之ヲ實施シテ供給ノ増加ニ努ムルコト方不可缺ノ要務ナリト認メラル、ノデアリマス、山元ニ於ケル生産條件ノ惡化ハ、炭礦業者ノ採算ヲ惡化致シマシテ、現在ノ炭價ヲ引上ゲルニ非ザレバ増産ヲ期待スルコトヲ得ナイヤウナ狀態デゴザイマス、然ルニ炭價ノ一般ノ引上ハ、延イテ諸般ノ物價ニ影響ヲ及シ、現下ノ物價政策ニ背馳致シマス、爲メ、到底之ヲ實施スルコトヲ得ナイノデアリマシテ、一方ニ於テ低物價政策ヲ堅持スルノ趣旨ニ於キマシテ適正ナル公定價格ヲ定ムルト共ニ、他方極力石炭ノ増産ヲ圖リ、必要ナル方面ヘ供給ヲ確保セシメナラズ、次策デゴザイマス、政府ニ於ケルマシテハ、之ガ對策ト致シマシテ増産獎勵金、新坑開發助成金等ノ交付ニ依リマシテ、礦區ノ積極的開發ヲ促進スル方策ヲモ考究致シマシテ、之ニ要スル經費ニ付キマシテモ別途追加豫算ヲ計上致シテ居リマス、是等ノ方策ノミニ依リマシテハ尙解決シ得ナイ問題ヲ殘シテ居ルノデアリマス、即チ

先ニ申シマシタル公定價格制ヲ確立致シマス、爲メハ、現在多種多樣ナル石炭ヲ全國ニ一定ノ規格ニ格付ケ致シマシテ、之ニ應ズル價格ヲ定ムル必要ガアルノデアリマス、一方各炭礦ニ於ケル生産事情、炭質ハ必ズシモ前述ノ規格ニ依ル炭質ト一致シナイハ、生産條件比較的不利益デアリマシテハ、生産條件比較的不利益デアリマシテハ、生産費ガ高イモノ拘リマセズ、炭質ハ寧ろ惡質ナルモノアリ、或ハ右ト全ク反スル事情ニアルモノモアリマシテ、現在ニ於テハ二重、三重ノ炭價ヲ現出シ、諸種ノ不都合ヲ生ジテ居ルノデアリマス、此ノ間ヲ調整致シマシテ、一方ニ於テハ増産ノ促進ヲ阻害セザルコト共ニ、他面生産ノ合理化ヲ阻害セザルガ如キ國家的要求ヲ充シ得ル實價ヲ、炭礦業者ノ爲メ考慮スル必要ガアルト考ヘル次第デアリマス、斯クノ如キ諸事情ヲ考慮致シマシテ、低價格ノ維持、價格賣炭ノ實施等、物價政策上ノ要求ト、生産増進ノ爲メ採算ノ要求トヲ調和的ニ實施セムガ爲ニハ、斯クノ如キ操作ヲ確實ニ實行シ得ル一元の綜合機關ヲ設置スルコトガ最モ有效ナリト考ヘルモノデアリマス、仍テ先ニ述ベマシタ配給統制上ノ必要ト併セ考ヘマシテ、石炭ノ一手買上及ビ一手販賣ヲ爲ス特定ノ中樞機關ヲ設ケ、之ヲ中心ト致シマシテ販賣機構ヲ一元のニ系統化シ、配給ノ完全ナル圓滑化ヲ圖リマス、ト共ニ、右機關ニ於キマシテ「プール」標準價格制ヲ運用ニ依リマシテ、前述ノ炭價問題ヲ解決致シマス、ト共ニ、止致シマス、之ニ因リ右機關ノ採算惡化ヲ防止シマス、爲メハ、先ノ増産獎勵金、新坑開發助成金ト併セテ右機關ニ對スル買上補償金ヲ追加豫算ニ計上致シテ居ルノデアリマス、而シテ右ノ如キ事業ハ其ノ性質上、何レモ公正ナル國家的ノ機關ニ依ッテ經營セラレルコトガ必要デアリノデアリマシテ、之ヲ單ナル民間ノ企業ニ期待スルコトハ不可能デアルト思料セラル、ノデアリマス、是レ故ニ新タニ法律ニ依リ半官半民ノ

特殊會社タル日本石炭株式會社ヲ設立致シマシテ、是等ノ事業ニ當ラシムトスル所ニ以テゴザイマス、本法律案ハ、石炭ノ配給統制ニ關スル規定並ニ日本石炭株式會社ノ組織、權限、監督等ニ關スル規定ヲ包含スルモノデアリマス、ガ、何レモ現在及ビ將來ノ時局ニ於キマシテ、最モ緊要ナル石炭ノ配給ノ圓滑化及ビ増産達成上、必要缺クベカラザル事柄デアルト信ズルノデゴザイマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ石炭配給統制法案ハ、重要ナル法案デアリマス、其ノ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ勳議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ勳議ニ御異議ゴザイマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ則讀致サセマス

(佐藤書記官朗讀)

石炭配給統制法案特別委員

公爵鷹司	信輔君	侯爵前田	利爲君
伯爵溝口	直亮君	子爵秋田	重季君
子爵高橋	是賢君	子爵柳澤	光治君
川村	竹治君	男爵飯田	精太郎君
男爵伊藤	文吉君	男爵西	西乙君
倉知	鐵吉君	山岡萬之助君	
小坂	順造君	瀧川	儀作君
小倉	正恒君	松本勝太郎君	
小野	耕一君	中野	敏雄君

○議長(伯爵松平賴壽君) 明日ハ午後一時三十分ヨリ開會致シマス、議事日程ハ、決定次第豫報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日はニテ散會致シマス

午後四時四十分散會